

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するお知らせ

〒
阿見町
○○ ○○ 様

重 要

親 展

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央 1 丁目 1-1
阿見町
保健福祉部
国保年金課
029-888-1111

平成○○年○○月に支払われた下記薬剤の自己負担相当額に関しまして、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合、○○○ 円程度下がる可能性があります。

※ 後発医薬品に切り替えを希望する場合には、担当医師にご相談下さい。

処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
医薬品名	自己負担相当額	
○○○○○	○○○	○○○～
○○○○○	○○○	○○○～
合 計	○○○	○○○～

- ※ 1 お薬に掛かった金額のみを表示しております。実際の窓口支払金額には、技術料・管理料等の別費用が含まれております。
- ※ 2 通知書発行時点で、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担軽減額をご紹介します。但し、ジェネリック医薬品は複数存在していますので、金額にも幅があります。
- ※ 3 表示されている医薬品は、対象疾病等で絞り込みを行っておりますので、服用中の全医薬品が表示されてはおりません。
- ※ 4 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先に開発された先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に、他のメーカーが同様に製造したものです。

「ジェネリック医薬品のご案内」について

阿見町国保では、平成21年12月から「ジェネリック医薬品のご案内」の送付を始めました。この「ご案内」は、生活習慣病や慢性的な病気を治療するために現在服用しているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、どの程度お薬代の自己負担額を軽減できるか、参考としていただくためにご紹介するもので、その軽減額が比較的大きい方にお送りしています。

「ご案内」中のジェネリック医薬品については、厚生労働省の公表データから先発医薬品と成分及び規格が同一なものにより記載していますが、場合によっては切り替え（処方）できないことがありますので、医師や調剤薬局の薬剤師と十分にご相談くださいますようお願いいたします。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えは、ご本人の意思が最優先されるものですので、「ご案内」により切り替えを強要するものではありません。

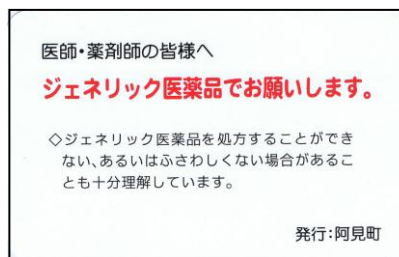
※『ジェネリック医薬品を処方してください』と言にくいときは……

受診などの際、ジェネリック医薬品での処方を言葉でお願いしにくいような時には、毎年保険証更新時に同封しています「ジェネリック医薬品お願いカード」を医師や薬剤師に提示してください。また、町ホームページ（国民健康保険）からもダウンロードしてお使いいただけます。

表



裏



ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認されている後発医薬品のことで、先発医薬品より2割～7割位安くなるお薬です。

阿見町国保では、近年の高齢化の進行や医療の高度化により年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、また、被保険者の方の自己負担の軽減にもつながることから、このジェネリック医薬品に注目しています。

※ お薬の価格が下がっても自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料や管理料などが含まれるため、自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

阿見町役場 国保年金課 国保係

電話 029-888-1111（内線 131～133）